

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 有限会社 丸金開発
47010122
(土木B、水道施設)

大宜味村字津波1404
代表者 金城 和好

下請業者

(2) 株式会社 丸浩重機工業
47008905
(土木A、建築D、鋼構造物工事、舗装工事A、しゅんせつ)

南城市大里字古堅752-1
代表者 比嘉 ルミ

2 指名停止期間

令和 7 年 12 月 24 日 ~ 令和 8 年 1 月 23 日 (1 か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

(有)丸金開発が受注した北部土木事務所発注の「大保川河川改修工事 (R6-3)」において、令和 7 年 9 月 23 日 10 時 45 分頃、作業員が仮設鋼矢板圧入作業においてパイルオーガーのガイドを取り外し作業中に掘削機のパイルオーガーの傾きを修正する作業も同時に行つたことから右手親指を挟まれ負傷した。

5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第 1 第 7 号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第 1 (抜粋)

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内